

昭和五十七年大蔵省告示第一号（労働金庫の出資の総額が一億円以上であることを要する市を指定する件）

労働省告示第一号

改正案

現行

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万以上の市でその市に主たる事務所を有する労働金庫の出資の総額が一億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。労働金庫法に基き人口三十万以上の市指定（昭和二十八年大蔵省・労働省告示第一号）は、同日から廃止する。

一九（略）

二十 熊本市

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万以上の市でその市に主たる事務所を有する労働金庫の出資の総額が一億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。労働金庫法に基き人口三十万以上の市指定（昭和二十八年大蔵省・労働省告示第一号）は、同日から廃止する。

一九（略）

（新設）